

番号	第1 1～2
項目	<p>第1 被害を回復すること</p> <p>1 原告及び貴市におけるすべての生活保護利用者に対して、2013年改定前基準額に2014年度の消費増税に伴う増額調整をした基準額表に基づき、未払いの差額保護費を遡及して支給すること。それが困難であるというなら、かかる対応が可能となるよう国に対して強く要請すること</p> <p>2 ナショナル・ミニマムである生活扶助基準と連動する諸制度（就学援助など国が認めただけでも47制度）への貴市における影響を調査し、その被害回復を図ること</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護基準引下げ訴訟の最高裁判決を受け、国において、判決の趣旨及び内容を十分精査のうえ、今後の対応については検討がなされるものと認識しています。</p> <p>大正区としても、国および大阪市の動向を注視しながら、示される方向性に沿って対応してまいります。</p>	
担当	大正区役所 保健福祉課 生活支援グループ 電話：06-4394-9872

番号	第2 1～2
項目	<p>第2 生活保護利用世帯の生活実態調査をふまえた国への要望と貴市独自の支援策の実施</p> <p>1 山梨県の取組みに倣い、生活保護利用世帯を対象とした生活保護実態調査を緊急に行い、国に対して、生活保護基準の大幅な引き上げや、夏季加算の創設など生活保護利用者の生活実態に合った保護費の支給などを求めること</p> <p>2 上記実態調査を踏まえ、エアコン設置費用の助成や緊急食糧支援など貴市において採り得る生活困窮者支援策を講じること</p>
<p>(回答)</p> <p>1 生活保護法による保護の基準等については、国において各種調査等による検証が行われ、その検証結果をふまえて、国により定められることとなっており、地方自治体である大阪市に裁量の余地はありません。</p> <p>また、生活保護基準の引き上げなど生活保護受給者の生活実態に即した保護費を定めることについては、大阪市関係局に対し、国への要望について働きかけてまいりたい。</p> <p>2 区役所において採り得る生活困窮支援策を講じることについて、生活保護法による保護の基準等は、国により定められることとなっており、地方自治体である大阪市に裁量の余地はありません。</p> <p>なお、エアコン設置費用の助成については、生活保護法による保護の実施要領上で、家具什器費の冷暖房器具購入費用および設置費用の支給の一定の基準を満たした場合に認められることとなっています。</p>	
担当	大正区役所 保健福祉課 生活支援グループ 電話：06-4394-9872

番号	第3 1～3
項目	<p>第3 国に対し、以下の再発防止策を確立するよう求めること</p> <p>1 再発防止のため、原告・弁護団等を委員に含む検証委員会を設置し、異例尽くしの2013年改定が行われるに至った具体的な事実経過と原因等について、徹底的な調査及び検証を実施するよう、国に求めること</p> <p>2 国に対し、以下のとおり、生活保護基準改定方法の適正化するよう求めること</p> <p>ア 生活保護法第8条第2項に則り、「要保護者の年齢別等々の必要な事情」を考慮して「健康で文化的な最低限度の生活の需要」を定めること</p> <p>イ 生活保護基準の改定にあたっては、改定内容の全体にわたり基準部会等の検証を経ることをルール化すること</p> <p>ウ 基準部会委員に当事者・弁護士・支援者を入れること</p> <p>エ 違法な基準改定を裁判で擁護した基準部会委員を選任しないこと</p> <p>オ 2027年度の基準改定にあたっては、低所得者（第1・十分位）との比較によらない、最低生活に必要な需要を積み上げる方式による新たな検証手法により、生活扶助基準を大幅に引上げること</p> <p>3 国において、実施機関の周知・広報、教示・助言義務や捕捉率の調査・向上義務などを明記した権利性の明確な「生活保障法」の制定をなすことを求めること</p>
	<p>(回答)</p> <p>1 生活保護基準訴訟の最高裁判決を受け、国においては、判決の趣旨及び内容等を十分に精査のうえ、今後の対応について検討がなされるものとして認識しています。</p> <p>2 生活保護法による保護の基準や法制定等については、国により定められることとなっており、地方自治体での大阪市の裁量の余地はありません。</p> <p>今後も、生活保護受給者の生活実態に即した保護費を定めることについては、大阪府関係局に対し、国への要望について働きかけてまいります。</p> <p>3 法制定等については、国により定められることとなっており、地方自治体での大阪市の裁量の余地はありません。</p> <p>国の動向等を注視しながら、示される方向性に沿って対応してまいります。</p>
担当	大正区役所 保健福祉課 生活支援グループ 電話：06-4394-9872